

第3次
いちはら地区行動計画
前期計画





市原地区支え合いの会

ご 挨 拶

市原地区支え合いの会

代表　　湯浅　雅章

市原地区の皆さまには、日頃より地域福祉活動の推進に格別のご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

市原市社会福祉協議会では、少子高齢化の進行や核家族化、住民同士のつながりの希薄化などを背景に、地域生活課題が複雑・多様化している現状を踏まえ、「第7次地域福祉活動計画」を策定しております。

市原地区におきましても、この計画の趣旨に基づき、地区の特性や課題を踏まえながら、誰もが支え合い安心して暮らせる地域づくりを目指し、「第3次いちはら地区行動計画」を策定いたしました。

今後は、地区社会福祉協議会や小域福祉ネットワーク、町会、福祉事業者をはじめとする関係団体と連携・協働し、住み慣れた地域で安心して生活できる環境の充実に取り組んでまいります。

引き続き、本計画の推進にあたり、皆さまのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



目　次

Contents

1…… ❶ 計画の改訂　❷ 計画の期間

2…… ❸ 計画の推進圏域と体制　❹ 市原地区の特性

3…… ❺ 前計画の成果と課題

5…… ❻ 地域づくりの基本理念と目標

7…… ❼ 計画の体系図

9…… ❽ 具体的な取り組みや活動・事業

21…… ❾ 計画の進行管理

22…… ❿ 市原地区相談支援体制フロー図

23…… ⓫ 策定経過

24…… ⓬ 策定委員名簿



1　計画改訂の趣旨

近年、少子高齢化の進行、単身世帯の増加、価値観・生活様式の多様化等を背景として、人と人とのつながりの希薄化や地域への関心の低下が見られるとともに、新たに社会的な孤独や孤立が課題となっています。加えて、物価高騰の影響や新型コロナウイルス感染症に伴う社会情勢の変化等により、地域における生活課題が複雑化・深刻化し、子どもから高齢者に至るまで、幅広い世代において生きづらさを感じる人が増加しています。

このような状況を踏まえ、国では、「こども基本法」及び「孤独・孤立対策推進法」等の施行により、すべての人が支え合い、安心して暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けた施策を総合的に推進しています。

市原市においても、これらの動向を受け、令和8年度を初年度とする「市原市地域共生社会推進プラン（第5期市原市地域福祉計画）」を策定したことから、市原市社会福祉協議会でも、同計画との整合性の確保を前提に「第7次市原市地域福祉活動計画」を策定し、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを着実に推進することとしています。

市原地区においても、地域課題及び環境変化を的確に把握し、住民相互のつながりを基盤とした支え合いの仕組みを強化するとともに、誰もが安心して暮らし続けることのできる地域の実現を図るため、市原市社会福祉協議会が策定した「第7次市原市地域福祉活動計画」との連携・連動を図りながら、計画的かつ継続的な取組を推進するため、「第3次いちはら地区行動計画」を見直し、策定します。

2　計画の期間

第3次市原地区行動計画は、市が策定した「市原市地域共生社会推進プラン」および、市社協が策定した「第7次市原市地域福祉活動計画」の計画期間に合わせ、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

ただし、地域環境の変化や新たな課題・ニーズが明らかとなり、基本的な取組内容の見直しが必要となった際には、計画期間中であっても柔軟に見直しを行うものとします。

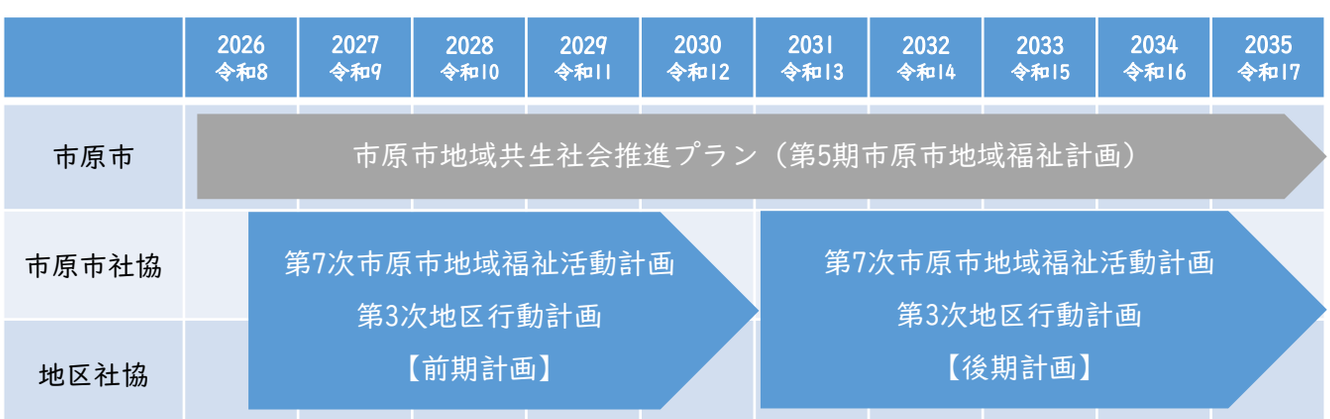

3　計画の推進圏域と体制

本計画の推進圏域は「市原地区（行政区）」とします。

また、本計画に基づき市原地区の地域福祉を推進する中心的な組織は、「市原地区社会福祉協議会」および、小学校区（若宮・石塚・五所・菊間・八幡・市原）ごとに設置された「小域福祉ネットワーク」とします。

これらの組織を中心として、地域福祉活動に取り組む町会・自治会、民生委員児童委員協議会をはじめとする関係機関・団体と連携・協働しながら、住民の皆さまとともに市原地区における地域福祉の推進に取り組みます。

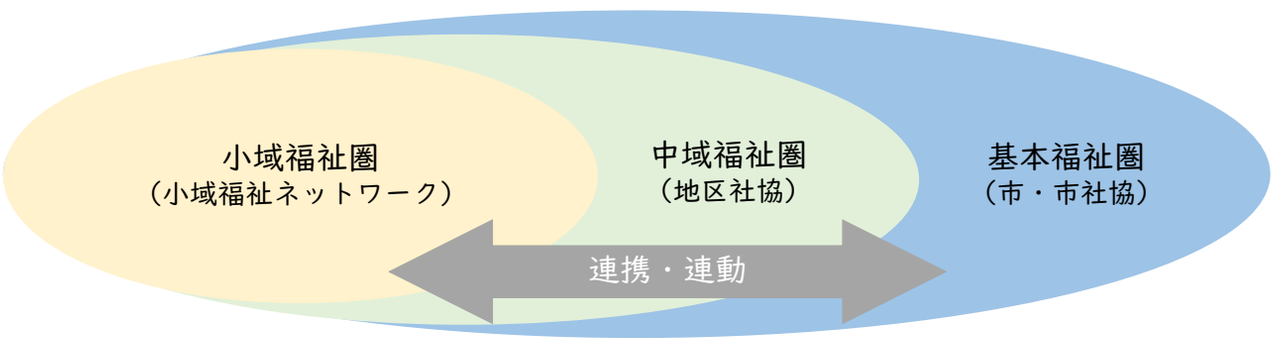

4　市原地区の地域特性

市原地区は千葉市に隣接し、JR内房線八幡宿駅を中心に市街地が形成されている地域で、人口は5万人を超え、市内で2番目に多い地区です。地区は八幡・菊間・市原の3エリアで構成され、それぞれ異なる地域特性を有しています。

地区北側は工場地帯と市街地が混在し、商店街や住宅地が広がる一方、若年層から高齢者まで幅広い世代が居住しています。中央部の若宮団地では高齢化率が40％を超え、支え手不足などの生活課題が顕在化しています。東側の菊間地域では、地域交流拠点を活用した活動が行われていますが、住宅地の高齢化が進行しています。また、内陸部では人口減少や少子高齢化が進み、交通や買い物の利便性に課題を抱える高齢者が多く暮らしています。

このように、市原地区全体では少子高齢化や住民構成の変化により、複雑・多様な生活課題への対応が求められています。加えて、集合住宅の増加や町会未加入世帯の増加により、地域のつながりの希薄化や住民の孤立が懸念されています。

一方で、市原地区では、町会・自治会や小域福祉ネットワーク、福祉関係団体などが連携し、地域課題に向き合った先駆的な取り組みを積み重ねてきました。こうした基盤を生かし、今後も関係機関や住民が協働しながら、時代に応じた新たな支え合いの仕組みづくりを進めていくことが期待されています。

5　前計画の成果と課題

第3次いちはら地区行動計画の策定にあたり、第2次いちはら地区行動計画における取り組みの実績と、見えてきた課題について整理しました。

基本目標1　地域の誰もが互いに支え合うコミュニティづくり【共感】

成果

SNS（Instagram）を開設して若年層への広報を強化し、広報紙と併せて全世代に情報発信できる体制を整備した。さらに、サロン活動を全年代参加型へ見直し、市社協と協力してフードパントリーを実施するなど新たな取組で地域との接点を拡大し、周知と参加促進につなげた。

課題方向性

SNS発信を継続・効果的に行うため、投稿内容の充実と投稿回数の確保に向けた運用体制を整備し、広報紙等との役割分担を整理したうえで、周知から参加につながる導線を強化する必要がある。併せて、サロン参加者の固定化による新規参加や世代間交流の停滞、フードパントリーが地区独自開催に至っていない点を踏まえ、継続実施に向けた体制の整備を検討する必要がある。

基本目標2　地域のつながりを豊かにするための仕組みづくり【共創】

成果

地域資源便利帳の発行や新たな移動販売ルートの展開に向けた関係機関との調整を行うなど、住民の生活を支える仕組みづくりを推進した。その結果、情報提供体制（ハード）と支援体制（ソフト）の両面において充実が図れた。

課題方向性

作成したフロー図に基づく相談支援体制が地区内に浸透しておらず、地区社協が主体となったケース会議が十分に実施できていない。また、日常生活支援事業についても未実施となっており、市内で唯一の未実施地区であることから、事業開始に向けた検討・協議を計画的かつ着実に進める必要がある。



基本目標3　地域で安心して幸せに暮らすための基盤づくり【共生】

成果

市社協が実施する福祉教育への協力に加え、県社協の福祉教育パッケージの指定を受けたことから、学校と地域が連携した福祉教育の展開に向けた体制を構築し、取組の基盤を整備することができた。また、児童の登下校の見守りや防犯パトロールなど、各種団体による活動を継続して実施することができた。

課題方向性

頻発する災害への対応に向けて、平時から地域の見守りや支え合い体制を強化し、災害時にも支援につなげられる地域づくりを進める必要がある。また、地域福祉を担う人材の確保・定着を目的とした研修や講座を継続的に開催し、地域住民が福祉活動へ参画するきっかけとなる機会を提供していくことが必要である。

基本目標4　地域で暮らしやすくするための環境づくり　　【共動】

成果

各種団体が行う清掃活動を通じて、住民が地域で暮らしやすくするための環境美化意識の醸成が図れた。あわせて、地域環境を整える身近な実践活動として住民の関心を高め、主体的に地域づくりへ参画する意識の向上にもつながった。

課題方向性

継続的な取組として定着させるため、参加者の固定化を防ぎ、担い手の確保および参加拡大を図るとともに、活動の見える化と効果的な周知方法の工夫により、住民の地域活動への主体的な参画につなげていく必要がある。

6　地域づくりの基本理念と目標

基本目標 1

地域の誰もが
互いに支え合う
コミュニティづくり【共感】

- 福祉意識の醸成
- 小地域福祉活動の推進

基本目標 2

地域のつながりを
豊かにするための
仕組みづくり【共創】

- 地域で孤立させない取組の強化
- 地域福祉力の向上

ふだんのくらしをしあわせに
～「支え合い・助け合う」まちづくり～

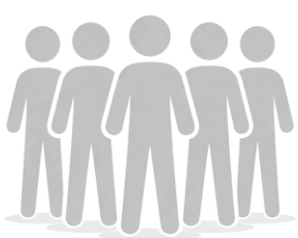

基本目標 3

地域で安心して
幸せに暮らすための
基盤づくり【共生】

- 地域で活動する人材の育成
- 災害対応力の向上
- 安心・安全な地域づくりの推進

基本目標 4

地域で暮らしやすく
するための
環境づくり【共動】

- 環境美化活動の推進

基本理念　（市原地区が目指す地域の姿）

ふだんのくらしをしあわせに

「支え合い・助け合う」まち　いちはら地区

市原地区においても、少子高齢化や核家族化、さらには社会構造や生活環境の変化に伴い、地域のつながりが希薄化し、住民の孤独や孤立が懸念される状況となっています。

地域では、様々な生活課題を抱えながらも、多くの住民が住み慣れた市原地区で、自分らしく安心して暮らしていきたいと願っています。

この願いを実現するためには、あらゆる世代の住民が共に支え合い、助け合える地域づくりを進めることが重要です。この思いを基に、本理念を掲げ、孤独や孤立の解消に向けた支え合いの仕組みづくりを推進していきます。

基本目標1　地域の誰もが互いに支え合うコミュニティづくり【共感】

全ての人が、思いやりの心を持って互いに手を差し伸べ合うことで、身近な地域での助け合いや社会とつながる喜びを実感できる地域社会の形成に取り組みます。

また、地域住民が主体となり、協力しながら取り組む、地域の困りごとを解決するための活動を推進することで、みんなで支え合う地域づくりを進めます。

基本目標2　地域のつながりを豊かにするための仕組みづくり【共創】

全ての人が、悩みや困りごとを抱えこむことなく、身近で気軽に相談することができ、その人のニーズに合った支援につなげる相談支援体制の整備に取り組みます。

また、地域づくり活動を行うことのできる、福祉以外の分野も含めた多様な主体との連携・協働を広げることで、つながり支え合う地域づくりを目指します。

基本目標3　地域で安心して幸せに暮らすための基盤づくり【共生】

全ての人が、地域で共に生きることの理解を深め、地域を創る存在として役割を持って活躍できるよう、地域づくり活動への参加促進など基盤の整備に取り組みます。

また、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、一人ひとりの権利や尊厳、生活が守られ、安心して安全に暮らせる地域づくりを目指します。

基本目標4　地域で暮らしやすくするための環境づくり【共動】

全ての人が、自分たちの住む地域で快適に生活できるよう環境づくりを推進するため、住民に身近な美化活動を通じた地域貢献の意識啓発や福祉活動への参画のきっかけづくりに取組ます。

7　計画の体系図

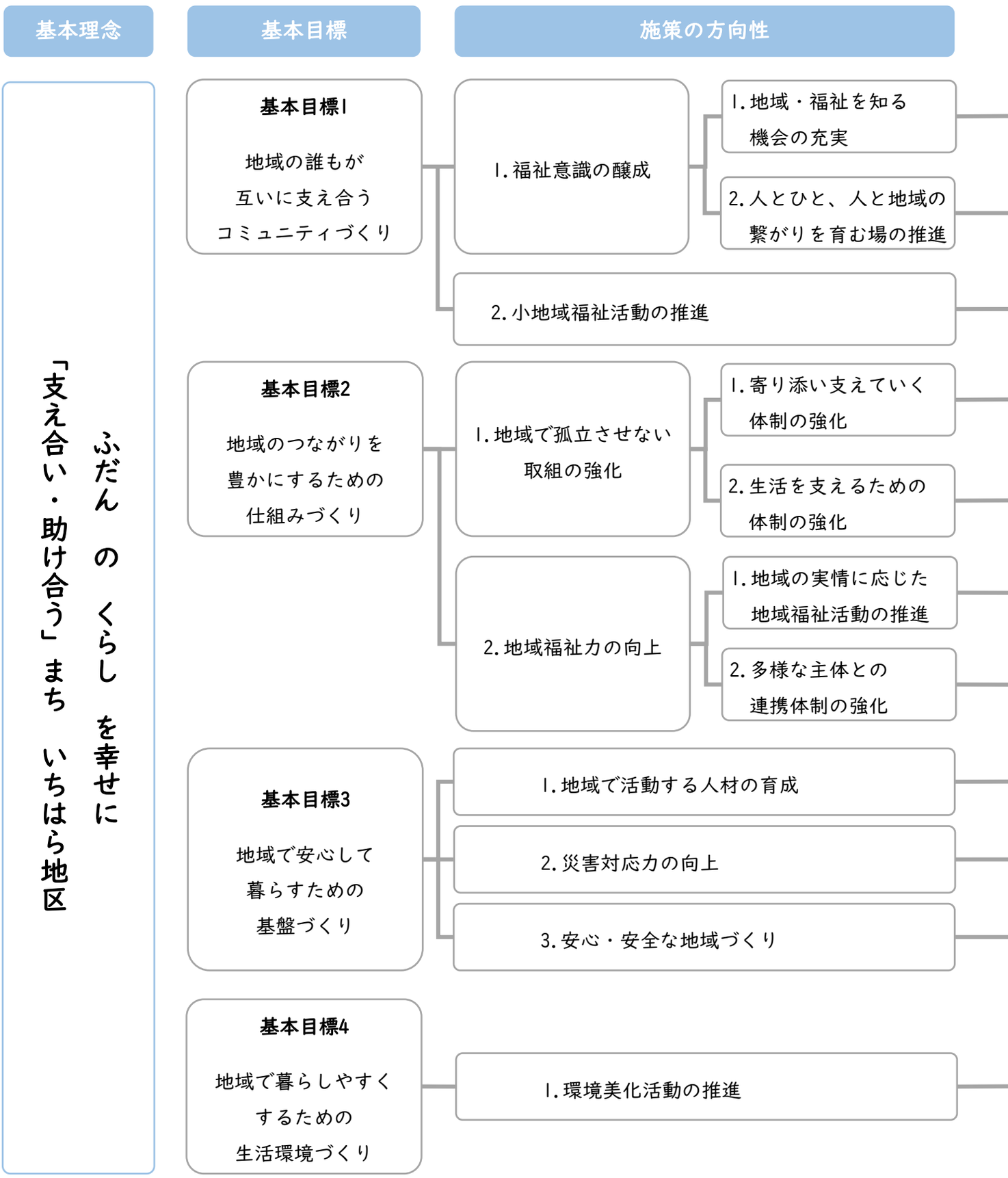
基本理念
基本目標
施策の方向性
「支え合い・助け合う」まち　いちはら地区
ふだん　の　くらし　を幸せに
基本目標1
地域の誰もが
互いに支え合う
コミュニティづくり
1. 福祉意識の醸成
1. 地域・福祉を知る
機会の充実
2. 人とひと、人と地域の
繋がりを育む場の推進
2. 小地域福祉活動の推進
基本目標2
地域のつながりを
豊かにするための
仕組みづくり
1. 地域で孤立させない
取組の強化
1. 寄り添い支えていく
体制の強化
2. 生活を支えるための
体制の強化
2. 地域福祉力の向上
1. 地域の実情に応じた
地域福祉活動の推進
2. 多様な主体との
連携体制の強化
基本目標3
地域で安心して
暮らすための
基盤づくり
1. 地域で活動する人材の育成
2. 災害対応力の向上
3. 安心・安全な地域づくり
基本目標4
地域で暮らしやすく
するための
生活環境づくり
1. 環境美化活動の推進

事業活動

1. 広報・啓発事業　/　2. 歳末たすけあいの募金の推進　/　3. お互いさまの地域づくり

1. 共生型サロン事業　/　2. 子どもの居場所づくり事業　/　3. 地域福祉支援事業

1. 小域福祉ネットワーク連携事業

1. いちはら地域連携型相談支援事業　/　2. 安心生活見守り支援事業

1. 高齢者等地域支え合い事業　/　2. 日常生活支援事業　/　3. 移動販売の推進

1. 地区行動計画推進委員会の推進

1. 社会福祉法人との連携づくり事業　/　2. 企業との連携づくり事業　/
3. サロンスタッフ会議

1. 福祉教育の推進　/　2. 人材育成事業

1. 災害支援ボランティア事業

1. 子どもの登下校の見守り　/　2. 防犯パトロール

1. 環境美化奉仕活動

8　具体的な取り組みや活動・事業

基本目標1　地域の誰もが互いに支え合うコミュニティづくり【共感】

基本目標1

1-1-1　広報・啓発事業

実施主体：地区社協・小域福祉ネットワーク

✓ 事業内容

地域住民に対し、地域福祉活動を身近に感じてもらい、その内容を広く知ってもらうとともに、地区社協および小域福祉ネットワークへの理解促進を図るため、広報紙やSNSを活用した情報発信を行う。

✓ 今後の方向性

広報紙やSNS（Instagram など）といった多様な媒体を活用し、幅広い世代や支援を必要とする世帯に向けて、地域福祉活動の情報を効果的に発信する取り組みを強化していく。

✓ 到達目標

・実施主体の全てで、広報紙を年1回以上発行する。
・SNS（Instagram）の投稿を、月4回以上継続的に行う。

基本目標1

1-1-2　歳末たすけあい募金の推進

実施主体：地区社協・町会

✓ 事業内容

歳末たすけあい運動の一環として、歳末の時期に地域で実施される福祉活動（地域福祉支援事業）の財源を確保するため、住民に対して運動の趣旨を理解してもらいながら、募金協力の呼びかけを行う。

✓ 今後の方向性

募金の実施にあたり、歳末たすけあい運動の趣旨である「身近な地域での助け合い」について広く住民に周知するとともに、募金への協力が気軽に福祉活動へ参画するきっかけとなることをPRし、住民や関係団体の福祉意識の醸成に努める。

✓ 到達目標

・継続的に事業を実施する。

基本目標Ⅰ

Ⅰ-Ⅰ-3　お互いさまの地域づくり事業

実施主体：地区社協・小域福祉ネットワーク

✓ 事業内容

「困ったときはお互いさまの地域づくり」を推進するため、誰でも気軽に参加できる福祉活動として、広く住民等に食料品や制服などの寄付協力を呼びかけ、共に支え合う福祉意識の醸成を図る。

✓ 今後の方向性

食料品等の寄付を身近な福祉活動として位置づけ、住民が気軽に支え合いに参加できる機会を広げるとともに、地域全体で助け合う意識の定着を図る。

✓ 到達目標

・フードパントリーおよび制服リユース活動を地区内で1会場以上開催し、地域住民の支え合いの意識醸成を図る。

基本目標Ⅰ

Ⅰ-2-1　共生型サロン事業

実施主体：地区社協・小域福祉ネットワーク

✓ 事業内容

年齢や高齢・障がい・子育て等の分野・属性に関係なく、全ての地域住民を対象に、ふれあいを通じた仲間づくりや活躍の場を提供し、共に支え合う福祉意識の醸成を高める。

✓ 今後の方向性

社会的な孤独や孤立を防ぐため、地域住民同士がつながり、役割を持って活躍できるサロン活動を推進する。

✓ 到達目標

・世代を超えた住民同士の交流機会を、年1回以上開催する。
・新規参加者の割合を、令和7年度比で10％以上向上させる。

基本目標Ⅰ

Ⅰ-2-2　子どもの居場所づくり事業

実施主体：地区社協・小域福祉ネットワーク

✓ 事業内容

子どもたちの心身の健やかな育ちを支援するため、子どもたちが定期的に集える場を提供し、子育て支援組織や福祉関係者と連携しながら、食事や学習支援などを通じて、あらゆる世代（児童・生徒・大人・高齢者）とのつながりづくりに努める。

✓ 今後の方向性

学校や地区内の子育て支援関係者・団体等と連携しながら、子どもを中心とした多世代のつながりづくりを進め、地域における居場所づくりの活性化を図る。

✓ 到達目標

・地区社協または小域福祉ネットワークと連携した子どもの居場所づくり活動を、地区内において1会場以上展開する。

基本目標Ⅰ

Ⅰ-2-3　地域福祉支援事業

実施主体：地区社協・小域福祉ネットワーク

✓ 事業内容

歳末の時期に特化して実施する身近な住民同士の交流活動を通じて、住民の生活課題やニーズを把握し、その後の継続的な地域福祉活動の発展・強化につなげる。

✓ 今後の方向性

歳末たすけあい運動の主旨である「身近な地域での助け合い」を広く周知するとともに、募金への協力が気軽に参加できる福祉活動であることを発信し、住民や関係団体の福祉意識の醸成を図る。

✓ 到達目標

・地区社協および小域福祉ネットワークの全てで、地域福祉推進事業を実施する。
・活動を通じて得た成果を踏まえ、通年実施可能な事業展開につなげる。

基本目標1

2-1 小域福祉ネットワーク連携事業（財政支援・連絡会議）

実施主体：地区社協・小域福祉ネットワーク

✓ 事業内容

小域福祉ネットワークに対し、地域福祉活動の活性化に向けた支援（財政支援・広報等）に努める。

✓ 今後の方向性

地区社会福祉協議会から小域福祉ネットワークに対し、継続的に財政支援を実施する。

✓ 到達目標

・地区内の小域福祉ネットワーク連絡会議を年1回以上開催し、地域福祉活動の方向性や課題を共有するとともに、連携・協働体制の強化を図る。
・地区社会福祉協議会から小域福祉ネットワークに対し、継続的に財政支援を実施する。

基本目標2　地域のつながりを豊かにするための仕組みづくり【共創】

基本目標2

1-1-1　いちはら地域連携型相談支援事業の推進

実施主体：地区社協

✓ 事業内容

地区内の関連団体の活動と連携した相談支援体制（P22参照）を活用し、住民が抱える困りごとに「気づく」「つなぐ」「見守る」ことができる地域づくりを推進する。住民の生活課題を早期に把握するとともに、ケース会議を通じた適切な支援調整を行う。

✓ 今後の方向性

地域の関係団体との連携を一層強化し、相談につながりやすい体制づくりを進める。あわせて、ケース会議の開催を通じて課題の整理と支援方針の共有を図り、住民の困りごとを早期に発見し、適切な支援につなげる仕組みを充実させる。

✓ 到達目標

・相談支援体制について、地域福祉関係者への周知を図り、理解の浸透を進める。
・地区社協が主体となるケース会議を年3回以上実施する。

基本目標2

1-1-2　安心生活見守り支援事業

実施主体：小域福祉ネットワーク

✓ 事業内容

一人暮らしの高齢者などを安心訪問員が定期的に訪問し、平常時の見守りや安否確認、声掛けを行う。

✓ 今後の方向性

社会的孤独や孤立を防ぐため、定期的な見守りや声掛けを継続的に実践するとともに、関係団体と連携し、支援が必要な世帯の掘り起こしを強化する。あわせて、安心訪問員の増員につなげていく。

✓ 到達目標

・全小域福祉ネットワークが継続して事業を実施する。
・対象者および訪問員数を令和7年度比で10%以上向上させる。

基本目標2

1-2-1　高齢者等地域支え合い事業（第2層協議体推進）

実施主体：地区社協

✓ 事業内容

高齢者の生活を地域全体で支えるため、第2層協議体と生活支援コーディネーターが連携し、生活課題やニーズに基づく生活支援サービスの創出やマッチングの検討を行う。

✓ 今後の方向性

地域の生活課題やニーズを継続的に把握し、関係機関・団体との連携を図りながら、第2層協議体を中心とした協議・検討を通じて、地域資源の掘り起こしと生活支援サービスの創出を推進する。

✓ 到達目標

・地区行動計画推進委員会と連携し、生活支援サービスの創出に向けて年3回以上会議を開催する。
・第2層協議体での活動を通じて、日常生活支援事業の創出を図る。

基本目標2

1-2-2　日常生活支援事業の推進

実施主体：地区社協・小域福祉ネットワーク

✓ 事業内容

公的なサービスでは補えない高齢者や障がい者等が抱える日常生活上のちょっとした困りごと（草刈り・ゴミ出し等）に対し、住民主体の有償ボランティア活動による生活支援を行う。

✓ 今後の方向性

高齢者等地域支え合い事業（第2層協議体）と連携し、地域の生活課題やニーズの把握を踏まえながら、支援内容の整理・担い手の確保・運営体制の構築を進め、事業（地域資源）の創出につなげる。

✓ 到達目標

・日常生活支援事業を開設し、必要とする住民に安定的に支援を提供できる体制を整える。
・年間12件以上の支援を目指す。

基本目標2

1-2-3　買い物支援（移動販売）の推進

実施主体：地区社協

✓ 事業内容

日常生活において買い物に困難を抱える住民への支援として、各スーパー等の協力を仰ぎ、移動販売車を活用した支援活動を行う。

✓ 今後の方向性

既存の移動販売事業者や関係機関との連携を強化するとともに、地域の実情や住民ニーズを踏まえ、運行回数・販売場所等の調整を行う。あわせて、未実施圏域における導入可能性を検討し、買い物支援の充実を図る。

✓ 到達目標

・既に展開されている圏域での継続的な実施を図るとともに、未実施の圏域のニーズを把握し、導入につなげる。

基本目標2

2-1-1　地区行動計画推進委員会の推進

実施主体：地区行動計画推進委員会

✓ 事業内容

地域共生社会づくりを着実に進めるため、多様な主体との連携の強化を図り、地域福祉行動計画の具現化に努める。

✓ 今後の方向性

計画の着実な推進を図るため、PDCAサイクルに基づく評価・検証を行う推進委員会を定期的に開催する。

✓ 到達目標

・第2層協議体と連携し、地区行動計画の目標具現化に向けて年3回以上会議を開催する。
・年度末に事業の進捗状況や成果を検証・評価し、未達項目の達成に向けた次年度の方策を検討する。

基本目標2

2-2-1　社会福祉法人との連携づくり事業

実施主体：地区社協

✓ 事業内容

社会福祉法人の公益的な取組との連携を通じて、法人が持つノウハウや専門性を活用しながら、地域生活課題の解決に向けた協働活動の検討および取組の具現化を図る。

✓ 今後の方向性

市社会福祉協議会が主体となり、これまで連携が図れていなかった児童分野および障がい分野の法人と地域との橋渡しを行い、協働活動の展開に向けた顔の見える関係づくりを進める。

✓ 到達目標

・市社会福祉協議会と連携し、協働活動の実施に向けて、児童分野および障がい分野の法人への働きかけを行う。

基本目標2

2-2-2　企業との連携づくり事業

実施主体：地区社協

✓ 事業内容

企業の「社会貢献活動」と住民による「地域福祉活動」をつなげるため、市社会福祉協議会が開設する相談窓口を通じて、地区内企業との顔の見える関係づくりを進める。

✓ 今後の方向性

市社会福祉協議会が主体となり、企業向け相談窓口を活用しながら、企業の「社会貢献活動」と「地域福祉活動」の連携を図り、地域と企業が協働して取り組める関係づくりを推進する。

✓ 到達目標

・市社会福祉協議会と連携し、企業の社会貢献活動と地域福祉活動を結びつける連携体制を構築する。

基本目標2

2-2-3　サロンスタッフ会議

実施主体：地区社協

✓ 事業内容

各共生型サロンの担い手で構成する「サロンスタッフ会議」を定期的に開催し、運営上の課題や活動状況等の情報共有を行うとともに、サロン活動に必要な視点について共通理解を図る。

✓ 今後の方向性

会議を通じて、地域生活課題や活動の方向性、運営上の課題等を継続的に共有し、担い手同士の学び合いや連携を促進することで、共生型サロン活動の活性化を図る。

✓ 到達目標

・年3回以上開催し、共生型サロンの運営に関する課題や情報の共有を行うとともに、活動に必要な視点の共通理解を図る。

基本目標3　地域で安心して幸せに暮らすための基盤づくり　【共生】

基本目標3

1-1　福祉教育の推進

実施主体：地区社協・小域福祉ネットワーク

✓ 事業内容

児童・生徒や元気な高齢者等を対象に、福祉への理解・関心を深め、福祉活動への参加のきっかけとなる学びの機会（市社協の福祉体験講座などの活用）を提供する。

✓ 今後の方向性

地域と学校が連携した福祉教育を展開し、福祉に触れる機会の提供や、福祉意識・地域活動への参画意識の醸成を図る。

✓ 到達目標

・市社協（ボランティアセンター）が実施する出前講座に協力する。
・小・中・高校と連携した福祉教育を展開し、パッケージ指定終了後も年1回以上、継続的に事業を実施する。

基本目標3

1-2　人材育成事業

実施主体：地区社協

✓ 事業内容

地域福祉活動の担い手を確保・育成するため、講座や研修会を開催し、地域福祉活動に関する基礎知識や支援の視点を学ぶ機会を提供する。

✓ 今後の方向性

地域福祉活動に気軽に触れることのできる機会の提供や、地域を支える人材がやりがいを感じ活躍し続けることが出来る研修を行う。

✓ 到達目標

・講座や研修会を適宜開催し、日常生活支援事業において通年で活動できる支援者を10名以上確保する。

基本目標3

2-1　災害支援ボランティア事業

実施主体：地区社協

✓ 事業内容

平時から災害に備えた地域住民同士の支え合い・助け合いの醸成に向けて、市社協主催の講座や訓練などへの参加を通じて、意識啓発やスキルの習得に努める。

✓ 今後の方向性

市社協主催の災害ボランティア養成講座、災害ボランティアセンター設置運営訓練への参加を通じた意識の醸成やスキルを学ぶとともに、甚大な被害の場合に設置される市社協の災害ボランティアセンターやサテライト災害ボランティアセンターへの運営協力体制の構築を図る。

✓ 到達目標

・災害時に備え、災害ボランティアセンターとの連携を図るとともに、サテライト災害ボランティアセンターとの運営協力体制を構築する。

基本目標3

3-1　子どもの登下校の見守り

実施主体：小域福祉ネットワーク

✓ 事業内容

気軽に参加できるボランティアのきっかけとして、小中学生の登下校時の事故などを防ぐための見守り活動を行う。

✓ 今後の方向性

地域の誰もが日頃から気軽に参加できるボランティア活動のきっかけとし、学校、関係団体と連携し、広く住民への協力の呼び掛けに努める。

✓ 到達目標

・交通法規の改正等を踏まえ、必要に応じて研修会を開催し、活動者に対するフォローアップを行う。

基本目標3

3-2　防犯パトロール

実施主体：各種団体

✓ 事業内容

地域住民が日頃から安心して暮らせるよう治安維持・防犯力の強化を目指して、関係団体等と連携した防犯パトロールを行う。

✓ 今後の方向性

地域の誰もが日頃から気軽に参加できるボランティア活動のきっかけとし、関係団体と連携し、広く住民への協力の呼び掛けに努める。

✓ 到達目標

・交通法規の改正等を踏まえ、必要に応じて研修会を開催し、活動者に対するフォローアップを行う。

基本目標4　地域で暮らしやすくするための環境づくり　【共動】

基本目標4

1-1　環境美化活動の推進

実施主体：各種団体

✓ 事業内容

気軽に参加できるボランティアのきっかけとして、花壇の整備や公共施設の清掃活動を通じた環境美化活動を行う。

✓ 今後の方向性

地域の誰もが日頃から気軽に参加できるボランティア活動として、参加しやすい活動条件（実施場所・頻度・時間帯等）を検討するとともに、活動者の確保に向けて地元町会の住民等へ働きかけを行い、継続的な取組として定着を図る。

✓ 到達目標

・継続して事業を実施する。

9　計画の進行管理

第3次いちはら地区行動計画の進行管理は、市社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」との整合性に配慮しながらPDCAサイクルに沿って行います。

また、個別事業については、単年度ごとに到達目標に対しての進捗状況を検証・評価し、必要に応じて見直しを行います。

計画全体の進行管理については、計画策定作業にあたった地区行動計画策定委員会の構成メンバーを中心に再構成した「地区行動計画推進委員会」で行います。

第3次いちはら地区行動計画では、中間年度（3年目）と最終年度（5年目）に、第7次市原市地域福祉活動計画と連動性を高めるために、一体的な検証・評価を行います。

中間年度は、施策の方向性や地区ごとの取組の成果と課題、実践事例の共有を図り、効果的な取組を推進していくための検証を行います。

最終年度は、両計画の総括評価を実施し、次期計画の策定に反映していきます。

Plan
課題を抽出し、課題解決の方向性を見出す

Do
具体的な行動と実践活動への取り組み

Check
計画の達成状況、施策の進捗状況に係る評価

Action
評価結果を踏まえた改善と見直し

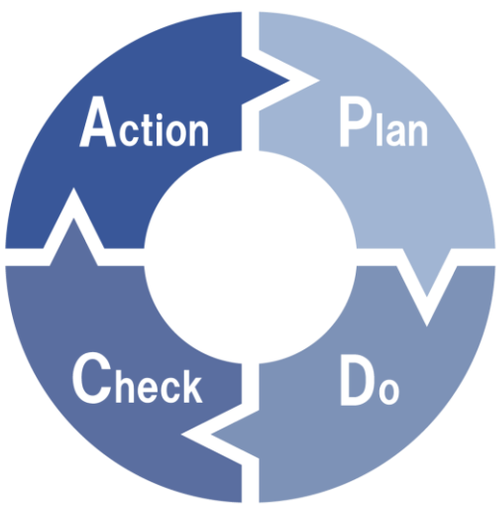

10　市原地区相談支援体制フロー図

地域の活動で気づき・発見

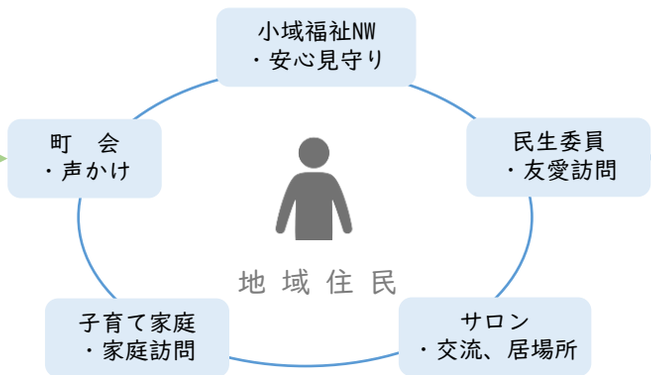

日頃の取組と同様に、必要に応じて支援につなげる。

地区社協の相談支援事業は、困難事例の受け皿として活用する。

見守る

サポート・連携

困ったら相談

気づく・つなぐ

地区社会福祉協議会　相談支援事業

①サロン会場を活用した受付

②事例を集約して地域課題を検討

③難しい相談があればケース会議を開催

ケース会議
（地区社協・関係団体）が連携

内容に応じて関係団体等に
参加いただき、第2層協議体と連携

第2層協議体

地域で必要とされる助け合い･支え合い
（生活支援サービス）の仕組みづくり

支え合いの仕組みづくりを依頼

支援につなげる

新たな生活支援をつくる

公的・専門機関の支援
地域の支え合いによる支援等

1　日頃の団体活動をつうじて、異変に気付く（発見する）体制の構築

2　日頃の団体活動の中で困ったらつなぐ体制の構築

3　関係機関や団体と連携した支援体制の構築

11　策定経過

開催日	会議名	検討内容
令和7年6月27日	第1回役員会	・第1回市原地区支え合いの会 上程内容の確認について
令和7年7月25日	第1回市原地区支え合いの会	・地区行動計画の改訂について ・市原地区行動計画における改訂 箇所について
令和7年10月10日	第2回役員会	・第2回市原地区支え合いの会 上程内容の確認について
令和7年10月28日	第2回市原地区支え合いの会	・地区行動計画骨子案について
令和8年1月22日	第3回役員会	・第3回市原地区支え合いの会 上程内容の確認について
令和8年2月6日	第3回市原地区支え合いの会	・地区行動計画素案について
令和8年3月10日	第4回役員会	・第4回市原地区支え合いの会 上程内容の確認について
令和8年3月23日	第3回市原地区支え合いの会	・地区行動計画最終案について
令和8年7月1日	発行	

12　策定委員名簿

令和8年3月31日時点

No	役　職	委員名	所　属
1	代表	湯浅　雅章	五所小学校区小域福祉ネットワーク
2	副代表	岡本　均	市原小学校区小域ネットワーク
3	事務スタッフ	根本　美佐江	石塚小学校区小域福祉ネットワーク
4	事務スタッフ	鶴岡　恵美子	菊間小学校区小域福祉ネットワーク
5	委員	宮原　廣	市原地区町会長会
6	委員	時田　光夫	前）市原地区民生委員児童委員協議会
7	委員	近藤　良雄	市原地区民生委員児童委員協議会
8	委員	内山　備	前）市原地区民生委員児童委員協議会
9	委員	安本　光治	前）市原地区民生委員児童委員協議会
10	委員	青木　久美子	市原地区民生委員児童委員協議会
11	委員	菅野　泰夫	若宮小学校区小域福祉ネットワーク
12	委員	平野　美津子	若宮小学校区小域福祉ネットワーク
13	委員	松本　一男	菊間小学校区小域福祉ネットワーク
14	委員	馬場　英雄	八幡小学校区小域福祉ネットワーク
15	委員	田宮　正雄	市原小学校区小域ネットワーク
16	委員	入江　芳美	子育て家庭支援員協議会 市原支部
17	委員	朝生　初江	子育て家庭支援員協議会 市原支部
18	委員	塚野　節子	老人クラブ連合会市原支部
19	委員	山本　美智子	更生保護女性会
20	委員	松岡　幸子	地域包括支援センターふるさと
21	委員	村山　愛佳	地域包括支援センターたつみ
22	委員	西川　章久	社会福祉法人市原福祉会　特別養護老人ホーム「ふるさと苑」
23	委員	齋藤　友和	社会福祉法人杏の会　介護老人福祉施設「春」
24	委員	北島　奨梧	市原市社会福祉協議会（市原地区担当）

第3次いちはら地区行動計画

市原地区支え合いの会

令和8年7月発行

〒290-0075　千葉県市原市南国分寺台4-1-4

TEL：0436-24-0011

ICHIHARACHIKUSHAKYO